

## 8 地方公共団体からの報告 佐賀県

### 「佐賀県における犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業

#### 『犯罪被害者等のための支援ノート作成事業』

佐賀県県民環境部くらしの安全安心課地域安全担当の黒田と申します。本日は、佐賀県が令和2年度に警察庁様の令和2年犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業で実施した「犯罪被害者等のための支援ノート作成事業」について御説明させていただきます。

初めに、全国の犯罪被害者等支援施策担当の皆様、支援に携わる各関係機関の皆様には、平素より佐賀県における犯罪被害者等支援に御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

さらに、昨年度の実業に採択いただき、また、このような席で当県の取組を発表する機会を準備していただきました警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室の皆様、本当にありがとうございました。

さて、限られた時間ですので、早速説明に入らせていただきます。こちらのスライドは、佐賀県における犯罪被害者等支援の枠組みがどのようになっているのか図示したもので、令和2年度までの状況となります。平成17年に国の犯罪被害者等基本法が制定されて以降、佐賀県では、まず、関係所属による庁内連絡会議を設置し、意見交換や情報共有などをしておりました。そして、平成24年に、性暴力被害者をサポートするワンストップ支援センターである、さがmiraiを設置いたしました。平成26年の4月には、防犯、安全安心まちづくりに関する条例である、佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例を制定し、その中の第23条に犯罪被害者等に対する支援も盛り込みました。

一方で、犯罪被害者等支援に特化した条例の制定を求め声を受け、平成29年4月に佐賀県犯罪被害者等支援条例を施行、翌年、30年度から実施する佐賀県犯罪被害者等支援推進計画も制定いたしました。この計画は、本年度、令和3年度から第2次計画に改定しております。

以上のとおり、佐賀県における犯罪被害者等支援の施策の大本となる条例や計画が出来上がっていききました。

このスライドは、佐賀県の市町における条例の制定状況を記載したものです。佐賀県には20の市や町がありますが、その全てに犯罪被害者等支援に特化した条例がございます。そして、全ての市町の条例に遺族見舞金30万、傷害見舞金10万円の見舞金制度を盛り込んでおります。佐賀県では、県単位だけでなく、市町という、より地域に根差した単位でも条例を制定し、その地域ではどういった支援策を推進するべきかと考え、対応していただいていると思っております。

こちらのスライドは、犯罪被害者等支援推進計画の中の県の取組について、その特徴的

な部分を抜粋したものです。まずは、支援の推進体制を強化する目的で、佐賀県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置いたしました。コーディネーターには、県、市町、警察、支援団体等の連携の橋渡し役として活躍していただきました。平成30年度から令和2年度までは県にこのコーディネーターを配置しておりましたが、本年度からは早期援助団体に委託配置しております。

次の弁護士会との協定ですが、これは法テラス等の無料相談の対象とならない被害者等のために開始したもので、相談費用を県費で負担しております。そして、3つ目、人材の育成や県民の理解増進のため、犯罪被害者支援サポーター養成講座などの各種講座を実施しております。

こうして第1次計画に沿って佐賀県における犯罪被害者等支援を推進していったのですが、その中で課題を精査したところ、精神的な支援、犯罪被害者等に寄り添った支援という点で何かできないかという話になりました。そして、県内の犯罪被害者御遺族の言葉や、フォーラムのパネリストとして大分県からお越しいただいた犯罪被害者御遺族の方から、大分県の支援ノートである「絆」の存在を教えていただき、佐賀県でも犯罪被害者等が被害後の記録をつづることができるノートを作れば、精神的な負担の軽減を図れるのではないかと、是非ノートを作ろうということになりました。特にフォーラムで御紹介していただいた大分県の支援ノートの話は、ちょうどフォーラムを聴講していた県議会議員に議会の質問としても取り上げていただき、県としても是非ノートを作りたいと考える大きなきっかけとなりました。

そして、当課で令和元年の11月からノート作成の検討に入りました。まずは先進自治体の視察をということで、京都府様に御協力いただいて、佐賀県から視察に伺いました。作成に携わった際の御苦労や現在の活用状況など、担当者の方から直接お話を伺うことができ、大変有意義であったと、当時視察に伺った職員から聞き及んでおります。そして、警察庁が毎年募集されている犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業に応募したところ、選んでいただきました。その後、警察庁の御担当者様や委託業者の方との打合せを重ね、関係機関との勉強会や全2回の検討会を経て、無事にノートが出来上がっていくことになります。検討会では、犯罪被害者御遺族の方2名と支援の第一線で活躍されている有識者の方1名にアドバイザーとして御協力をいただきました。

検討会の中で一番印象に残っていることがあるのですが、会の冒頭で、ノートをどのようなものにしたいのかという話をした時のことです。我々が目指すノートの形として、困っていることを記録することで、被害者の声を聞きながら、関係機関が被害者に寄り添って、必要な支援を一緒に考えていくことができるものという表現を使ったところ、アドバイザーから、主語は誰なのか、誰のために作るものかという大事な視点を忘れないようにと鋭い御指摘を受けたのでした。それまでの自分たちだけの検討では全く意識できていなかった部分であり、はっとさせられました。それからの検討に際しては、ノートに記

載する言葉一つ一つを、我々支援の側の視点で考え過ぎていないかと重々留意しながらノート制作に当たることができました。

ここで、ノートの概要を説明いたします。佐賀県では、犯罪被害者等の方が被害後の記録などを取られるノートを「犯罪被害者等のためのノート」と呼ぶことにしております。そして、タイトルは「編む」。タイトルには、被害に遭われた方々が人と人とのつながりを編み物のように編み込んでいき、そのつながりが面となって広がっていくようにという思いを込めています。表紙は、佐賀県指定伝統的地場産品の佐賀錦と県花のクスの花をモチーフにしています。現在、警察署、市町、支援団体等にノートの現物をお配りしており、真にノートを必要とする犯罪被害者等の方に手渡していただけるようお願いをしています。

次に構成です。3章による構成になっていて、第1章、第2章が実際に被害者の方や支援者が書き込みを行うページ、第3章が資料を集めたページです。ノートのサイズはA4判とA5判の2種類をそれぞれ300冊作成いたしました。検討会に先立って実施した勉強会やアドバイザーの方とのやり取りの中で、A4判を作ったほうが良いという意見とA5判を作ったほうが良いという意見、それぞれが出たのです。サイズによるメリット・デメリットはスライドに載せているとおりでありますが、どちらも不便な点、いい点があるということで、佐賀県では2種類とも作ろう、どちらを使いたいかは被害者等、御自身に選んでもらおうと考え、最終的に2種類作ることになりました。

ノートのデータは佐賀県のホームページからダウンロードできます。ノートの中に記載している関係機関の連絡先などは佐賀県のものになりますが、参考に内容を見てみたいとか、実際印刷して支援の場で使いたいという御要望がございましたら、是非御活用をお願いいたします。

以上、ノートができるまでの流れと、簡単ですが、中身の構成について御説明させていただきました。

本年度から佐賀県犯罪被害者等支援推進計画を第2次計画に改定しました。こちらのスライドは、その重点項目と、その中でも新たな取組として佐賀県が力を入れたいと考えている取組を抜粋したものです。重点項目の2つ目、精神的・経済的支援の中で、このノートの活用についても言及しております。また、このノートは、被害者等の方の精神的負担を軽減させる精神的な支援という意味合いのほかにも、支援機関相互がその被害者等の情報をノートを通じて共有し、よりよい支援を目指すという意味で、関係機関相互の連携にも大きく関わってくるツールだと考えております。このノートを作ったものの、使わないのでは、宝の持ち腐れです。今後は、ノートを必要とされている方の手元に確実にお届けすることができるよう、ノートに関する広報啓発を図るとともに、第一線で犯罪被害者等支援に携わる警察、支援団体、市町等の関係機関との連携をさらに強めていきたいと思っております。そして、「編む」を通じて、被害者を支援する各機関がしっかりと連携し、被害者の方に寄り添った支援ができていると感じることができるようになればと望んでおり

ます。

全国の犯罪被害者等支援に携わる皆様におかれましても、犯罪の被害に遭われた被害者やその御家族が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、日々、様々な取組、努力を重ねられていることと思います。本日の発表が少しでも皆様の参考になれば幸いです。

以上で佐賀県の発表を終了させていただきます。ありがとうございました。